

- A 輸入品の種類及び名称 (Type and trade name)
- B 数量及び金額
- C 生産国
- D 製品に含まれる樹種の通称名及び学名 (common and scientific name)
- E 供給者の情報 (名称、住所、商号を含む)
- F 伐採が生産国で合法的に行われたことを証明する証拠書類

(3) その他

- ① 法律では違反、罰則、捜査権限等を設ける。詐欺等の犯罪行為への罰金を含むが懲役は科さない。違反や罰則は、現行森林法の天然林の伐採に係る規定を必要に応じて調製ないし変更して適用する。対象行為は、合法性証明についての不実記載、必要なデューデリジェンスが確保されていない輸出又は輸入、違法伐採木材の国際的又は意図的な取引等を想定している。
- ② 第一次産業省は、本制度の要件が FSC や PEFC 等の第三者認証制度と齟齬がないものとなることを確認する。
- ③ 本制度は、豪州の違法伐採禁止法 2012 と同様な法制度を想定しており、また、トランス・タスマン相互認証協定により、豪州の条件を満たしたものはニュージーランドでも合法的に販売可能となる。
- ④ 既存の FTA や WTO の規則に整合的な細則の制定、海外の市場における必要条件の確認、検証を行う第三者機関の認定、事業者の合法性基準の理解と準備に必要な時間の確保等に対応するため、一定の期間を設け段階的に導入を行う。
- ⑤ 合法性要件を満たす事業者には第三者機関による合法性証明書の発行を可能とする。
- ⑥ 制度の運用に必要な費用は事業者が負担する。

(4) スケジュール

2021 年 5 月国会提出。11 月委員会からの最終報告。

2022 年 4 月法律の制定。3 月より WTO 協議、その他 CPTPP 加盟国等との協議。

2022 年 7 月細則の制定。

2023 年 2 月法律の施行 (ただし、各国との協議の進捗状況によって異なりうる)。

報告書作成時点で法律案は公表されておらず、また公表された内閣文書の一部には不開示情報もある。また、制度の具体的な内容は細則で定めることとされており、例えばデューデリジェンスの具体的要件 (リスクを特定・評価する手法、リスク緩和措置の有無等) 等の情報は明らかでない。このため、本制度の詳細を把握するには引続き情報収集が必要であるが、内容的には豪州の違法伐採禁止法とよく似ており、これに近いものになると想定される。

6-5-2 民間のリスク低減に係る取組みの実施事例

6-5-2-1 荷物配送明細票 (Load Delivery Docket) によるトレーサビリティの確保

図 6.4 Load Delivery Docket の事例

一般にニュージーランド国内では、山元における丸太の生産から積込、運搬及び製材工場等又は輸出港への納入までの一連の商流を荷物配送明細票（Load Delivery Docket 以下、Docket という。）と称する伝票形式の書類で管理している。これは、違法伐採対策等を特に目的とするものではなく一般的な商慣習として用いられているものであり、Docket には特に定まった様式はないが、一例を図 6.4 に示す。

Docket には一般に以下のような情報を掲載する欄が設けられている。

ア 基本情報：

Docket 番号、積込日、森林（又は丸太）所有者名

イ 伐採情報：

生産林地（森林名、区画名等）、伐採業者名、伐採日、伐採／集材方法

ウ 積荷情報：

樹種、本数、グレード、長級、重量

エ 運材情報：

積込業者名、運送業者名、トラック／トレーラー番号、総重量・車体重量・積荷重量

オ 売買情報：

買受者名、荷卸地

これらの情報とともに、Docket の下部には積込業者、運材業者及び受取者の確認（サイン）欄が設けられ、トラックやトレーラーによる丸太運材の荷工場等加工施設や輸出業者に配送される仕組みとなっている。掲載される情報は、各関係者にとって、丸太生産量、伐採量、積込量等の記録となるとともに、手数料算定や配送証明等の基礎データとなるもので、荷口ごとのトレーサビリティが確保されるとともに、複数の者による相互監視的な抑制と均衡が働くため不正が起きづらいと言われている²⁹。また、この Docket の積荷情報（重量）は、前述の一次産品徴税法に基づく課税に利用されているほか、運輸関係当局が過積載等の運送関係の規定の遵守状況を確認する際にも参照される³⁰。

²⁹ EGILAT Timber legality guidance template for New Zealand, August 2018, P21

³⁰ 第一次産業省からの情報

また、丸太が輸出される際、輸出港において輸出業者によって材積（JAS m³）による検量が行われ、この情報は個々の丸太に貼付された二次元バーコードで管理され、Docket 番号とひも付けされる。また、この情報は、携帯

写真 6.3 輸出丸太に貼付された
バーコードと読み取られた情報



資料：第一次産業省

モバイル機器の専用アプリで容易に参照可能である。一例を写真 6.3 に示す。この例では、以下のような情報が画面に表示されている。

Docket 番号、検量日及び検量者名、丸太情報（樹種、径級、長級、材積、皮付き有無等）、船舶名

写真左下部に示された「View Docket」を選択すると、該当する Docket の情報を参照でき、ごく一部³¹を除いて山元までのトレーサビリティを確認することが可能となっている。ただし、情報システムの違いから、バーコードは直接 Docket のシステムとはつながってはいない。

6-5-2-2 輸入木材貿易グループ（NZITTG）の取組

ニュージーランド輸入木材貿易グループ（New Zealand Imported Timber Trade Group。以下、NZITTG という。）は、1992 年に創設された、木材業者（輸入業者及び卸売・小売業者）及び環境保全団体（グリーンピースニュージーランド）から構成される団体で、第一次産業省がオブザーバーで参加している。ホームページによれば、木材業者は 15 社が加入している。

同グループは、第三者機関による認証林及びその他の持続可能な経営が証明された森林から生産される木材の輸入と関係者の理解の促進を目的とし、当初は熱帯産木材を輸入する業者のみで構成していたが、現在はすべての輸入木材を対象としており、輸入量の約 9 割をカバーしている。

熱帯産木材に関する取り組みにあたっては、段階的なアプローチとして、まず伐採の合法性（Verified Legal Origin, VLO）の確認から始め、次いで伐採以外を含めたプロセス全体の合法性（Verified Legal Compliance, VLC）、さらに FSC や PEFC 等の森林認証による持続可能性の確保と、順次より高い水準を求めていくこととしている。具体的な目標として、取り扱う輸入熱帯産木材はすべて産地における合法性が第三者によって証明されたものとし、さらに、持続可能性が第三者によって証明されたものを 85%以上とすることとしている。

また、取り扱う木材の合法性を第三者機関が証明するスキームには地域や国によって様々なものがあることから、これらのスキームの妥当性を評価する独自の基準・指標（criteria and indicator）を作成し、スコア表として評価しやすい方法で整理し、メンバーの用に供している。（6-6 付属資料参照）

³¹ 国内で一旦製材工場へ納入されたが何らかの理由で処理されず輸出にまわされた丸太等